

寿 春

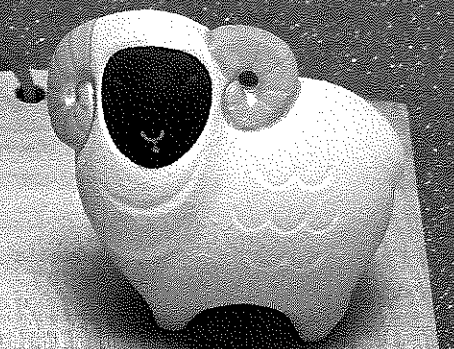
旭川支部 近藤恭右会員 揮毫

平成15年1月1日発行 第254号 隔月刊回25日発行

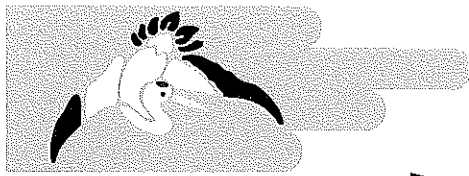
ぎょうせいしよし ほつかいどろ

行政書士北海道

2003年1月
No.254



ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



年頭にあたって



北海道知事 堀 達也

新年明けましておめでとうございます。

希望に満ちた新春を迎え、皆様のご健康とご繁栄を衷心よりお喜び申し上げます。

去年は、景気の低迷が長期化する中で、公共投資や地方交付税の削減といった国の改革の影響も加わり、たいへん厳しい一年となりました。

道としては、雇用の維持・創出に向けた取り組みを強化するとともに、自立型経済への転換を目指す経済構造改革を推進するため、本道の特性を活かした新たな産業の創造や既存産業の競争力強化に向けた取り組みを重点的に進めてきました。

今後、不良債権処理の加速化や地方財政改革など国の改革の進展によって、地域への影響が懸念されますが、私としては、「地域の経済と雇用」「暮らしの安全と安心」を最優先課題と位置付け、危機的状況にしっかりと対応しながら、経済構造改革をさらに一段進めるための施策を重点的に推進していかねばならないと考えています。

とりわけ、ITやバイオについては、事業化を促進する研究開発の推進、基幹的ネットワークの形成、人材の育成といった取り組みを戦略的に押し進めていく必要があります。

また、雇用の維持・創出を図るため、昨年策定した「雇用創出プラン」を柱に、当面の緊急対策はもとより、新しいワークスタイルの確立や建設業のソフトランディング対策、さらには市町村が実施する広域雇用対策への支援など、地域の実情に即した対策に全力で取り組んでいきたいと思えます。

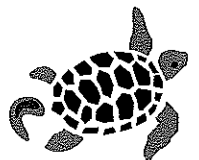
今年、市町村合併に向けた動きが加速するものと予想されます。小規模自治体において、将来に対する不安が広がっていますが、私は、まず、地域において市町村合併の可否も含め、十分な議論を尽くしていただきたいと考えています。そして、十分な議論を尽くした上で、合併に至らない市町村の在り方については、それぞれの地域が様々な工夫や広域的な連携などによって行政サービスを提供できる、多様な自治の形態があってもよいと考えており、道といたしましては、市町村と一層連携を強めながら、しっかりと対応していかねばならないと考えています。

いま、北海道は試練の時を迎えています。私は、これまで進めてきた改革を確信を持って進めることで、必ずや自主・自律の希望の大地として発展していけるものと信じています。

行政書士の皆様におかれましては、このように時代の大きな転換時期にあって、これまで以上に地域住民の方々からの御相談を受ける機会も増えることと思えます。

今後とも、豊かな法律知識に基づき、各種書類の作成、相談業務等を通じ、道民の皆さんと道や市町村の仲介役として、行政の円滑な推進に御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして明るいご多幸の年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。





新年に描く行政書士制度



日本行政書士会連合会 会長 盛 武 隆

新年あけましておめでとうございます。さて国民の生活に密着した多岐にわたる代理手続が行政書士に求められている現状では、行政書士制度がこれで十分という評価はまだ与えられていないと認識することが妥当ではないでしょうか。年頭にあたり行政書士制度のありかたを三分野の基盤構築という「かたち」で提言させていただきます。

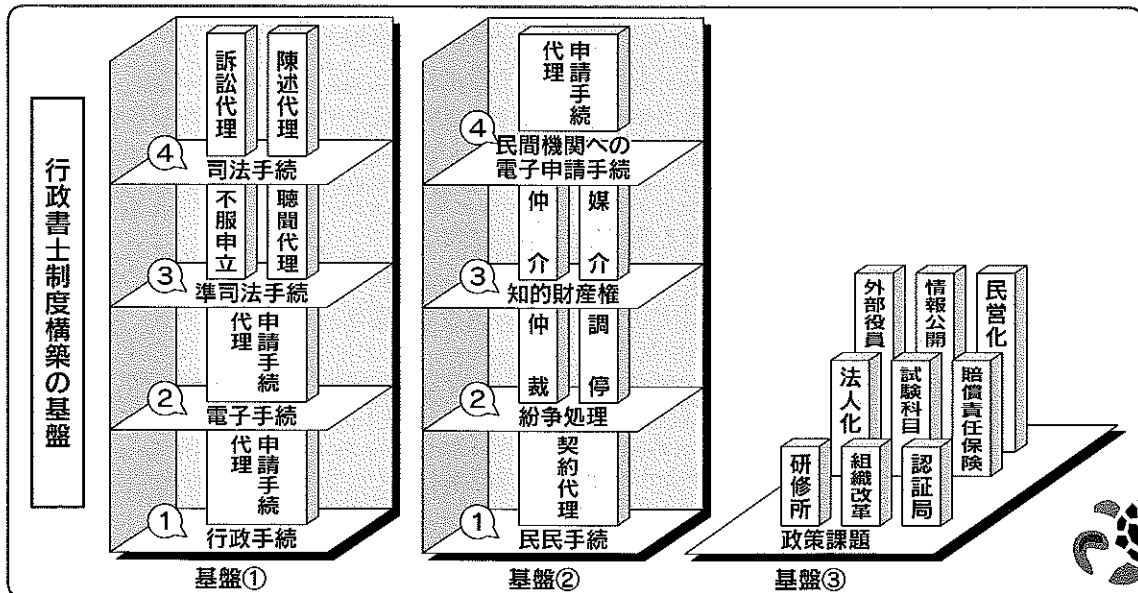
行政書士制度が立脚する基盤を第一に官民手続、第二に民民手続と二つの基盤に分け、第三にその実現のための政策基盤を構築します。(図参照のこと)

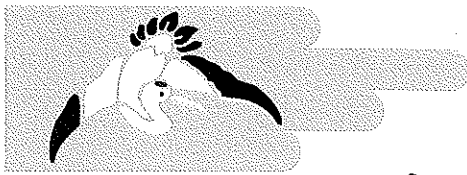
第一の基盤で構築する制度設計は、代理権をまず手続の分野別に四階層に区分できます。①書類による行政機関への手続(申請手続代理)、②電子情報処理組織の使用による手続(電子申請手続代理)③準司法手続(不服申立代理、聴聞代理)、④司法手続(訴訟代理・陳述代理)となります。

第二の基盤である民民手続においては、①民間における契約関係手続等の代理、②紛争処理における仲裁・調停、③知的財産権の仲介・媒介、④オンライン化法における行政機関等(等の部分＝「独立行政法人・特殊法人・認可法人・指定法人」)への電子申請手続代理です。③の部分は知的財産法の成立により、従前から著作権、種苗法、集積回路、不正競争防止法等を業務としてきた行政書士が、内閣府におかれた知的財産戦略本部の知的財産戦略の中でその能力を最大限に生かすことが求められています。そのため自民党司法制度調査会や著作権ワーキングチームが主催する会議へ出席し意見や要望を申し述べているところです。

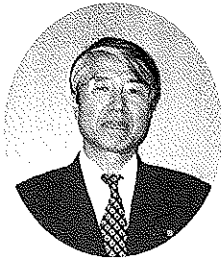
第三の基盤としては以上申し述べた行政書士像を構築していくために、それぞれの基盤構築のための政策課題の実現にあります。能力担保措置としての研修所の設立、試験科目の問題、法人化、資格認証のための認証局、民営化された行政書士会の組織改革も含めて緊急の課題として取り組んでいく必要があります。

電子委任・電子代理に関しては本年4月頃から中央省庁のGPKI、地方行政のLGPKIに対する日行連認証局の接続実験を行った上で行政書士資格による代理申請を実現します。代理責任の増大に合わせた賠償責任保険の充実等、行政書士制度のあるべき「かたち」の実現に向けて取り組みます。各位のご支援ご協力をお願いしてご挨拶といたします。





年頭のご挨拶



北海道行政書士会 会長 佐藤 隆一

会員の皆様、新年おめでとうございます。

昨年は、21世紀は変革の幕開けと表現しましたが、まさに変革に時代に入りました。新しい年も、厳しい変革の年になりますが、選択を誤らず、会員の皆様とともに、頑張りたいと思っております。

昨年から今年に掛けて、法改正の大きな流れが押し寄せてきております。その意味で、北海道で行われた日行連総会は記念すべき総会になりました。

先の行政書士法改正は行政書士の申請手続きの代理、契約代理の代理、及び行政書士証票の交付等を定めたものであり、昨年の7月1日より施行されていますが、北海道総会で議論のあったように、次の法改正として、政府は行政手続のオンライン化するための電子政府自治体関連三法案について閣法で提案しています。

官公署に提出する書類を作成することは行政書士法1条の2で明らかのように、行政書士の独占業務となっています。オンライン申請は、行政機関等に提出する書類のオンライン化を求めているものであり、行政書士法1条の2を改正する必要があります。

電子政府関連三法案のひとつである、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に、行政書士が独占的にオンライン申請を出来るように、行政書士法の改正案が提出されています。

この新年の挨拶文が会員の皆様の手元に届く頃には、法律は成立しているのではないかと思います、通常国会で継続審議となり、第155臨時国会において、平成14年11月22日参議院本会議で可決され衆議院に送付されました。

法案は、先の北海道総会において議論されたように、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に含まれる行政書士法改正の中に第1条の2の改正案と合わせて、第19条の（行政書士でない者の業務制限等）が例外規定として盛り込まれたために、全国の会員の中に多くの議論を呼びましたが、今回の行政書士法改正について、現状の政治情勢からしてやむを得ないもので、北海道総会においてもその点が議論の中心になり、総会で承認されたものものです。

オンライン化法案が成立した後に、改めて詳細にご報告する機会を持ちたいと思っております。

また、今年は「行政書士事務所の法人化」による行政書士法改正があります。

事務所の法人化については、様々な議論がありました。行政書士法2条6号の会員に業務が集中するのではないか、行政書士の寡占化につながるのではないかなど事務所の法人化について疑問視する意見もありますが、今各士業の流れは閣議決定による法人化であり、弁護士会、弁理士会、土地家屋調査士会、司法書士会、税理士会などは既に法人化のための法改正を済ませており、13年11月19日には社会保険労務士会も改正法が成立、14年4月から施行させる運びとなっています。

行政書士会内部に反対の議論があったとしても、それが国民の視点からのものであれば別ですが、行政書士自身の利害関係から事務所の法人化に反対といっても、閣法で提案される法律ですから、政府、国民の同意は得られないと考えるべきでしょう。

極めて重要な行政書士法の改正が3年続くこととなりますが、新しい年も会員の英知を結集して頑張ります。

会員の皆様にとっても良い年になりますようお祈りいたします。





道内各支部より 新年のご挨拶を いただいております。



新年のご挨拶

旭川支部長
加藤 隆夫

新年にあたり、One step ahead something new (一歩前進新たに何か)をモットーに。

先般、日経に「勉強不足は許しません!」のタイトルで、第二東京弁護士会は全会員に毎年一定の研修制度を義務付ける制度を設けたと報道されておりました。

これは技術革新と共に新しい形の訴訟が増えている事から、知的財産、インターネット、医療分野、環境問題等の専門知識の研修講座を設置するための事でした。司法書士も制度改正に伴い、100時間の研修を義務付けられ履行中であります。

我々行政書士も「頼れる街の法律家」の一層の認知を受けるためには本会として、又支部として研修会を増加し、資質の高い行政書士会員の増加を目指していきたいと思っております。

毎年行政書士試験の受験者が増加いたし、入会希望者が増加いたしておりますが、入会者に対して情報を共有し、業務知識の取得、更に時代の変革に対応できる様「創業塾」を早期に立ち上げいたし、学ぶ事により魅力ある行政書士会に取組む所存です。

今年も宜しく願いいたします。



新年のご挨拶

小樽支部長
山岡 進

平成15年の新春を迎え謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃、各支部の皆様には小樽支部の研修会講演等で御協力を戴き厚く御礼申し上げます。

いま、規制緩和、行政改革等、行政書士の取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

小樽支部は行政書士の広報活動に役員、会員が一丸となって取り組んでおり、仕事を通して一層市民から信頼の得られる行政書士となる様、努力致す所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



新年のご挨拶

空知支部長
田中 武

2003年の新春を迎え謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

ご承知の様に現在、行政書士を取り巻く環境は、規制緩和、代理権関係等、更に知的財産権、高度情報通信社会への対応など、その環境は大きく変動している現在、今後共更に研修制度を確立することが必須であります。

幸いにして、当空知支部の諸事業、特に研修等については、若い会員、新入会員の出席率も年毎に向上し、いま行動する新しい息吹が感じられ、心強く嬉しい限りです。

今後共、本会役職員を始め、支部役員、そして100余名の支部会員との連携とご協力をいただき乍ら更に前進していきたいと念じております。

年頭に当たり、会員皆様のご多幸とご繁栄をご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

十勝支部長
瀬尾 肇 仁

わが十勝支部は、最盛期より30余名の会員が減少し、11月末現在103名となっております。100名の大台を切るのも時間の問題かと思われます。当面、量的には最高時まで回復するのは不可能でしょうが、質的向上を図ることにより、他の「士業」に伍していけるのではないのでしょうか。

この十勝では、最近四つの税理士法人が誕生しましたが、まだ本格的に動き出したとは言えませんので、早急に私たち行政書士も他の「士業」に呑み込まれないよう対策を立てなければならないと考えています。

今年は、法人化を含む、他士業を巻き込んだ士業全体の再編が進むと考えられますので、行政書士の社会的地位の向上に向けての「自己研鑽」をすることにより、将来展望を切り開くことができるでしょう。



新年のご挨拶

苫小牧支部長
玉 木 喜久子

新しい年のお喜びを申し上げます。
月日の過ぎゆく事の早さ特にこの2・3年は飛んでゆく様
なと沁々感じられます。

昨年から実施されました代理権制度、又平成15年から
実施されるであろう電子申請、一生懸命勉強し講習を受け
て可能な限り時代におくれぬ様に会員一同頑張って居
ります。

昨年9月7日 日高・苫小牧・室蘭三支部合同研修会には
代理権の問題で道会の常任理事 篠原先生の懇切丁寧
な講義を受けました。

又11月には情報ボックスの使い方を当支部の佐藤文則
副支部長に講習を受けましたが、皆熱心です。
毎年実施致しております無料相談も年々件数も多くなり又
多岐に渡っております。

戸惑う事のない様に頑張らなくてはなりません。
昨年、当支部に3名が入会しました大変嬉しいことです。
皆業務に慣れる意欲が見えて力強い限りです。当支部は
少数の会員で構成されておりますが、お互いに切磋琢磨し
時代を目の前に見ながら進んでゆつつもりです。

宜しく願い致します。



新年を迎えて

函館支部長
鎌 田 節 子

2003年の新春を寿ぎ、共にお慶び申し上げます。
皆様のますますのご発展とご健康を心からお祈り
申し上げます。

当支部は昨年施行されました「法改正」の記念
事業として14年7月に初めての市民講座（遺言と
相続）を開催し、一般市民108名の参加を得、公証
人の講座・会員による寸劇の後、無料相談会を行
いました。その際最後まで席を立つ方もなく、相
談事項も多岐にわたり、一般市民の抱えている問
題に世相の反映を切実に感じ、我々の担う役割を
改めて認識させられました。

電子化、改革が進み変化の早い現在であればこ
そ一層自己研鑽を重ね、柔軟な感覚で前進して行
きたいと願っております。



新年のご挨拶

日高支部長
菊 地 淳 史

21世紀3年目を迎え各先生におかれましては、
各地において、益々御健勝の事とお喜び申し上げ
ます。

ここ2、3年我々を取り巻く情勢は、目まぐるし
く変化をし私自身戸惑いを感じています。日々研
鑽に励みそれでもなかなかついていけずにジレン
マに陥っているのは私ひとりではないと思います。

ここ一年益々色々勉強し研鑽を続けなければ
いけない課題が出てくるかとは思いますが皆さん
とともに乗り越えていければと思います。

御一緒にがんばりましょう



新年のご挨拶

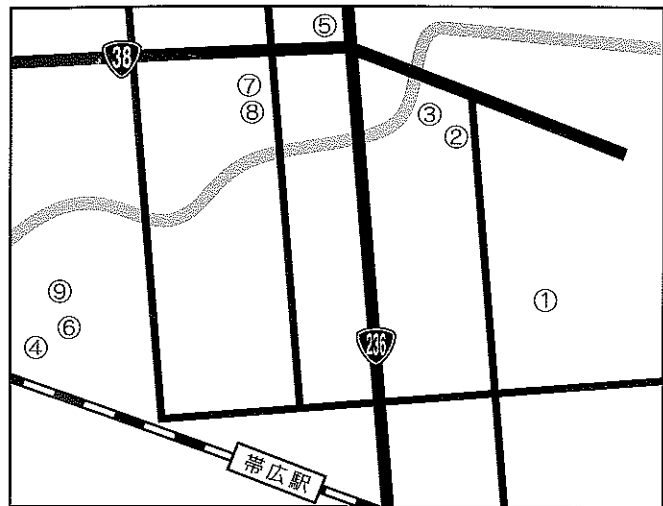
室蘭支部長
河 野 秋 昭

あけましておめでとうございます。
経済状況は厳しい年明けとなりました。経済状況を反映
して私たちの顧問先も、個人、企業ともいかに支出を抑
えるかの努力に経営の視点が集中する傾向が続き、当
然私たちの仕事量にも影響がで、仕事の内容に変化が
でています。

室蘭支部では、依頼案件のみでなく、依頼先の全人
格を把握できる法的知識と経験を積めるよう基礎的、基
本的な法律についての研修とともに、即戦力を培えるよ
う実務研修を重視し、これらをより機動的、能動的に実
施できるように、支部内任意会の設立を実施し、現在「室
蘭運輸部会」と「室蘭電子部会」の2つが活動していま
す。運営はあくまでも自主的に、しかし情報は全会員に
開示し、財政的には支部会計から全面的に支援するこ
とを総会方針として実施しています。支部では今年度も
この方針を強化するつもりです。

今の政府の施策では、厳しい経済状況が続くと考え
ざらう得ません、これを乗りきるさまざまな知恵をもった顧
問先に頼りにされる行政書士になるよう一層の努力が
行政書士会に求められていると思います。





- ① 釧路地方法務局帯広支局
- ② 帯広保健所
- ③ 十勝支庁
- ④ 帯広地方合同庁舎
- ⑤ 帯広警察署
- ⑥ 帯広市役所
- ⑦ 帯広社会保険事務所
- ⑧ 帯広公共職業安定所
- ⑨ 帯広税務署

1

十勝支部におじゃましました

粉雪の舞う日勝峠を越えるとそこに多くの恵みをもたらす十勝川を中心に雄大に広がる十勝平野が視界に飛び込んできました。

峠のトンネルに入る前は、夏の季節ならば、小豆・ジャガイモなど畑が果てしなく続き、濃い緑の牧草地の中に点々と酪農牛の姿が見えるのだらうな、そんな光景を思い起こしていましたが、今は冬の季節です。延々と真っ白な平野が続いています。この峠に来ると日高側と十勝側を見比べ、この開放感(広さ)は十勝地区の最大の特徴だなどと思わされます。帯広市内でも道端に雪のある十勝支部の瀬尾労務行政事務所の瀬尾支部長の事務所に向いました。

2

瀬尾支部長の事務所に伺いました

: 十勝支部をご紹介します。

瀬尾支部長: 当支部は、道内14支庁のなかでも最も面積の広い十勝支庁管内1市16町3村を会員103名で担当してい

ます。十勝の中心都市帯広市は、人口が17万人を越え、十勝全体の人口36万人の48%を占めています。また、行政機関のほとんどは帯広市にあり、交通網は帯広市を中心に放射状に発達していますので、行政・経済の中心はどうしても帯広市ということになってしまいます。

しかし、JR日勝線の高速化により、札幌とは最短時間の『スーパーおおぞら』で2時間9分で結ばれるようになり、北海道横断自動車道の建設も進んでいますので、札幌との交流が頻繁に行われ札幌経済圏に呑み込まれてしまうことにもなりかねない状況になっています。

このようななかで、十勝支部会員一同は、日本農業の一大拠点である十勝にあって行政書士の役割を十分に果たそうと頑張っています。

: 今後の展望をお聞かせください。

瀬尾支部長: これからは規制緩和と景気の後退という荒波にもまれた船出となり、身の引きしめる思いです。

当支部では、支部役員選挙を通して、新体制が出来、不肖私が支部長に選任されました。また、支部事務局に道会のパソコンによるネットワーク構築の一環としての助成を受けパソコンが導入されました。

政府の努力(?)にもかかわらず、景気は簡単に回復しないでしょう。また、回復したとしても以前のような形態にはならないとおもわれます。人間のからだに例えると筋肉質にならなくてはならないということでしょう。

かつて、昭和50年代頃までの日本経済における北海道経済の位置付けは「東北六県」と同規模と言われ、農業・林業・水産業・鉱業と大きなウエイトを占めていました。それが今では「北東北三県」と言われていますから、かつての面影はいずこえという状況です。

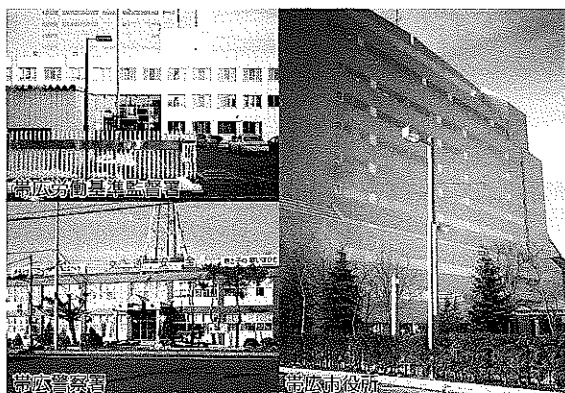
経済活動が活発な時は、それなりに仕事がまわってきたかもしれませんが、最近は景気が思わしくなく、かつ規制緩和ということで仕事量が減少してきています。しかし、この一面だけを強調することは、単純業務が減少しているだけであって、より複雑な専門的な業務はむしろ増加しているのだということを忘れていると思われま

す。これからはいろいろな意味において、私たち「士業」の試練の連続となるでしょう。私たちは、「手続きをする行政書士から考える行政書士」に脱皮することを念頭に置きつつ、役員一丸となって支部運営進めていきたいと考えています。



瀬尾支部長





3

十勝支部の官公庁を教えてくださいました

- ① 釧路地方法務局帯広支局
東5条南9丁目1番地1 TEL (0155) 24-5823
- ③ 十勝支庁
東3条南3丁目 TEL (0155) 24-3111
- ④ 帯広労働基準監督署
西6条南7丁目3
帯広地方合同庁舎 TEL (0155) 22-8100
- ⑤ 帯広警察署
西1条北1丁目1 TEL (0155) 25-0110
- ⑥ 帯広市役所
西5条南7丁目1番地 TEL (0155) 24-4111
- ⑦ 帯広社会保険事務所
西1条南1丁目 TEL (0155) 25-8111
- ⑧ 帯広公共職業安定所
西1条南1丁目11 TEL (0155) 23-8296
- ⑨ 帯広税務署
西5条南6丁目1番地 TEL (0155) 24-2161

☺: 長い間ありがとうございました。

4

吉村先生の事務所に伺いました

☺: この辺りの風景は随分変わりましたね。私は30年くらい以前にこの近くに住んでおりましたが、この辺りは林や畑だったと思いますよ。

吉村先生: そうですね。ここ数年で随分変わりましたね。特に帯広市内はJRが高架になってからは、変わりましたね。この辺りもここに事務所を構えて11年目、当時22戸だったのですが今は300戸くらいですからね。

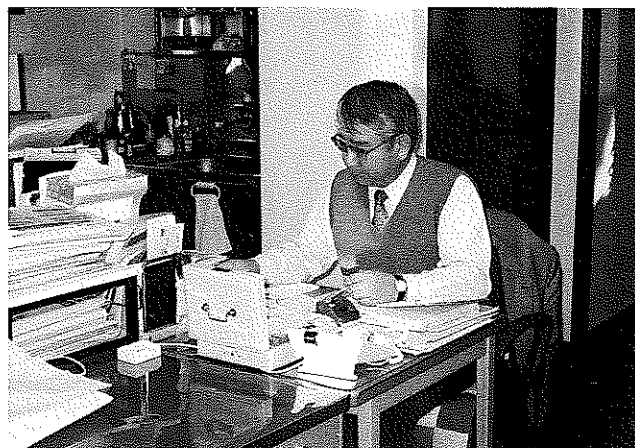
☺: 支部の任意会の話をお願いします。

吉村先生: 民法などの研究会を始めているようです。肩の凝らない程度で2ヶ月に1回くらいなのかな。

☺: 十勝地区の他士業の関係は如何ですか。

吉村先生: 行政書士、社会保険労務士、税理士と司法書士で連絡会の前段階として、今年はパークゴルフとかやりましたけどもね。これから、士業間の連携も大切になってきますね。

☺: もう少しお話を伺いたいのですが、時間がきてしまいました。今日はお忙しい中、ありがとうございました。



吉村先生

5

美味しいお店を教えてください

⑩ランチョ・エルパソ

帯広市西16条南6丁目
TEL(0155)34-3418

地元の食材を使った、オリジナル料理のお店です。自家製ソーセージと地ビールが美味しいです。週末は地元のジャズバンド・他ライブが行われます。

⑪北京亭

帯広市東3条南16丁目
ラーメンの美味しいお店です。

⑫ばんちょう

帯広市西1条南11丁目19
TEL(0155)22-1974

帯広名物「豚丼」！中でも元祖豚丼の店ということで有名な「ばんちょう」です。甘辛のタレでお肉をじっくりと炭火で焼く。焦げ目がまた美味しいです。

⑬六花亭

帯広市西2条南9丁目6
TEL(0155)24-6666

ご存知、元祖ホワイトチョコレート（かなり昔）全国的にも有名なお菓子屋六花亭の本店。ここでしか食べられない本店限定の「さくさくパイ」はお薦め。1日約500個限定で、いつも午前中で無くなってしまう人気商品！さくさくの焼きたてワッフルも美味しいです。

⑭柳月

帯広市大通南8丁目15
TEL(0155)25-5566

帯広銘菓の双璧。懐かしい三方六（裏情報ですが、三方六の耳が安く売ってます。甘くて美味しいのです。）

⑮繪麗（えれ）

帯広市西18条南5丁目1
TEL(0155)41-3181

ケーキ屋さんですがラーメンが美味しいです。



然別湖では
1月25日から「然別湖コタン」が始まるよ!!
湖の上に露天風呂やイグルー、アイスバー
ができるんだよ!



⑯米倉屋の「バナナ饅頭」

私、大ファンなんです。昔は池田駅にしか置いてなかったのですが、帯広駅のキヨスクでも扱うようになってますので今回取材終了後、行って見ましたが売切でした。残念

6

町の紹介

帯広市	岩内仙峡、彫刻の径
音更町	家畜改良センター十勝牧場（農水省）、白鳥飛来地
上士幌町	ナイタイ高原牧場、糠平湖、めがね橋
鹿追町	然別湖、駒止湖、東雲湖、
新得町	新得山どさんこ牧場（町営）、新得町営育成牧場 狩勝牧場、十勝ダム・東大雪湖、そばロード
清水町	円山育成牧場（御影公園）、美ツ蔓パノラマパーク
芽室町	伏見仙峡（伏見湿原）
大樹町	ホロカヤントー
広尾町	フンベの滝
池田町	千代田堰堤
豊頃町	ハルニレの木、原生花園、長節湖
本別町	神居山展望台、幽仙峡
足寄町	足寄高原大規模草地育成牧場、白糸の滝、オンネトー、屏風岩の滝、らわんぶき鑑賞園場 白藤の滝、シオワッカ
陸別町	カネラン峠
浦幌町	ユクピラの滝、豊北原生花園、昆布刈石展望台



今回は空知支所に
田中編集委員がご迷惑します。
面白い情報や美味しい店等
ありましたら是非教えてください!!

風俗営業許可申請の概要 第6回

札幌支部 滝沢俊行

10. 許可申請書および提出書類

依頼者が希望する営業内容について、これまで述べてきた許可の法的要件や基準調査を確認し、問題のないことが判明した後、許可申請書の作成とその他提出書類の収集と作成にとりかかることになります。

①許可申請書類

営業許可を受けようとする者は、営業所を管轄する公安委員会（所轄の警察署）に次の事項を記載した許可申請書を提出しなければなりません。また、当該申請書には営業の方法を記載した書類を添付しなければなりません（風適法第5条1項）。

1. 営業所の名称及び所在地
2. 風俗営業の種別
3. 営業所の構造及び設備の概要
4. 管理者の氏名及び住所
5. 法人にあっては、その役員の名及び住所

この規定を受け風適法規則第8条で、許可申請書の様式が次のとおり定められています。

別記様式第2号	許可申請書その1	1号営業から8号営業	正、副2通作成
	同 その2A	1号営業から6号営業	正、副2通作成
	同 その2B	7号営業	正、副2通作成
	同 その2C	8号営業	正、副2通作成
	同 その3	7号営業のぱちんこ屋	正、副2通作成
別記様式第2号の2	営業の方法その1	1号営業から8号営業	正、副2通作成
	同 その2A	1号営業から6号営業	正、副2通作成
	同 その2B	7号営業	正、副2通作成
	同 その2C	8号営業	正、副2通作成

イ、別記様式第2号の作成上の注意事項

記様式第2号の許可申請書、その1、その2およびその3の記載、作成の注意事項はつぎのとおりです。

1. ※印欄には、記載しないこと。
2. 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。なお、法人の場合は、法人の代表者印を押印する
3. 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
4. 「現に許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日に直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
5. その2Aは、法第2条第1項から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2Bは、同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2Cは、同項第8号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第7号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
6. 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平屋又は階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンク

リートブロック造の別及び階数（地階を含む）の別を記載すること。

7. 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は位置部の使用の別を記載すること。
8. 「営業所の床面積」欄は、建築基準法上の床面積を記載することで足りるが、「各客室の床面積」欄は、壁、柱等の区画の中心線から計るのではなく、内法の面積を記載する。
9. 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
10. 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
11. 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
12. 「その他」欄には、出入口に数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
13. 法第2条第1項第1号の営業にあつては、その2Aの「各客室の床面積（うちダンスの用に供する部分の床面積）」欄には、各客席の床面積を記載すること。
14. その2Bの「その他の遊技設備」欄には、まあじゃん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
15. その2Cの「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
16. その3の「備考」欄には、新品か中古かの別を記載すること。
17. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上これを添付すること。
18. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

ロ、別記様式第2号の2の作成上の注意事項

別記様式第2号の2の営業の方法、その1、その2およびその3の記載、作成の注意事項はつぎのとおりです。

1. その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
2. その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法及び20歳未満の者への提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）うち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への提供を防止する方法）を記載すること。
3. その2Aは、法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2Bは、同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2Cは、同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
4. その2A又はその2Cの「料金」欄には、風適法規則第25条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
5. その2A又はその2Cの「料金の表示方法」欄には、その2A又はその2Cの「料金」欄に記載した料金を表示する方法が風適法規則第24条の各号のいずれかに該当するかを記載すること。
6. その2Aの「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
7. その2Aの「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショウ、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等、カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
8. その2Bの「遊技料金の表示方法」欄には、その2Bの「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が風適法規則第24条の各号のいずれかに該当するかを記載すること。
9. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
10. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

②その他提出書類の収集と作成

許可申請申請書には風適府令で定める書類を添付しなければなりません（風適法第5条1項）。

以下に、風適府令第1条に規定する許可申請書の添付書類を説明します。なお、申請に必要な通数は、各書類、図面などにつき正副2通で、副本はコピーでもよいとされています。

イ、営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

所有権、賃借権等当該営業所の使用方法を最終的に決定することができる権原に関するものをいいます。具体的にはつぎの書類があげられます。

自己所有の場合 営業所建物の登記簿謄本（法務局で交付）

建物が建築中のため未登記の場合は建築確認書の写し

賃貸借の場合 上記書類のほか、店舗使用承諾書（所定様式）または店舗賃貸借契約書

なお、店舗使用承諾書については、a,承諾をする者の署名捺印および住所の記載（転貸借の場合は、原則としては原賃貸人および原賃借人双方からの承諾書が必要）、b,営業所建物等の構造およびその所在地（構造については、許可申請書の記載に準じたものとし、建物の一部を使用する場合は、使用する部分を明示）、c,営業所として使用する建物の部分、およびd,使用を承諾する旨およびその期間、を記載してください。

ばちんこ屋の場合 上記書類のほか、土地使用承諾書または土地賃貸借契約書

ロ、営業所の平面図

営業所の平面図については、以下の要領で作成してください。

1. 図面の大きさはA3版またはA2版程度とし、縮尺はおおむね50分の1程度とする。平面図中にその縮尺を明示する。
2. 出入口や開閉部及び扉の開閉方向を明示する。
3. 各客室の床面積は内法で求め、壁の厚さも記入する。
4. 客室内は、いす、テーブル、カウンターの位置と形状並びにダンスを行う場合は踊り場の位置を明示する。また、客室内に、ついたて等見通しをさまたげるものがある場合は、別に、展開図、立面図などを作成し、高さ等明示する。
5. なお、営業所の平面図は、建築確認申請時に提出する青写真に、出入口の位置、いす、テーブルの配置等必要な事項を記載したもので足りる。
6. 複合商業施設、雑居ビルなど複数の店舗が入居する建物にあっては、建物内の営業所の位置を明示（色分け）する。

ハ、営業所の面積求積図

記様式第2号の許可申請書その2に記載する、営業所の床面積、各客室の床面積等の根拠となる数値を求めるために作成します（営業所の状態により「営業所の平面図」で代用することも可能です）。以下の要領で作成してください。

1. 「営業所の床面積」の求積は建築基準法上の床面積（壁、柱等の区画の中心線からの測定）で足りるが、「各客室の床面積」は、内法で測定数値で求積をする。
2. 段差がある場合は、その高さを記載する。
3. 単位はmとし、小数点第3位以下は切り捨てとする。
4. 図面の大きさはA4版またはA3版程度とし、図面中にその縮尺を明示する。

ニ、照明設備図

照明器具の位置については、天井の状況を確認したうえで作成します。詳細は以下の要領のとおりです。

1. 照明器具の種類別に色分けをし、ワット数並びに器具の形状を明示する
照明器具の主な形状は次のとおり。

ダウンライト	天井に埋め込まれている形式
シーリング	天井に直接取り付けている形式
ペンダント	天井からつりさげている形式
ブラケット	壁面に取り付けている形式

2. 照明器具の明るさ、形状によっては床からの高さが必要な場合もある。

ホ、音響設備図

音響設備にかかるアンプやスピーカー等について、ワット数を必ず記載します。その他作成要領は次のとおりです。

1. アンプやスピーカー等については裏面や底面に性能に関する記載があるので、確認のうえ記載する。
2. カラオケの設備についても記載する
3. 防音上問題のある場合は、かなばかり図、壁の断面詳細図など防音の構造がわかる図面を作成する。

ヘ、営業所周辺の略図

営業所周辺の略図については、次の要領で作成してください。

1. 営業所の周辺おおむね100mの地域が、中心におさまるように記載する。
2. 縮尺1500分の1の住宅地図を利用し、サイズはA4版またはA3版とする。
3. 図中の用途地域については色分けし、学校、病院等の保護対象施設は、赤で表示する。
4. 営業所から100mについては、営業所敷地隅から測定するものとする。
5. 本図面で、正確な距離が表わせない場合は、測量業者による測量の成果を添付する。

ト、その他図面

ぱちんこ屋については、駐車場見取図、遊技機配置図などの図面、現地測量をした場合は、測量図が別途必要となります。

チ、住民票の写し

申請者、法人役員全員、管理者について必要です。なお、外国籍者については「住民票の写し」に替わり「外国人登録原票記載事項証明書」を添付します。

リ、身分証明書

申請者、法人役員全員、管理者について、本籍地の市区町村長からの、破産宣告を受けていない旨の証明書が必要です。外国籍者については不要です。

ス、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

申請者、法人役員全員、管理者について、東京法務局長からの成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の証明書が必要です。

ル、誓約書

個人申請者、法人役員および管理者用について、それぞれ所定の誓約書を添付します。

ヲ、飲食店営業許可証の写し

飲食店関係営業など、営業所内で飲食物を提供する場合は、保健所の飲食店営業許可証の写しが必要です。

ヰ、法人登記簿謄本または現在事項証明書（法務局で交付）

カ、定款の写し

ヨ、その他添付書類

許可の種別により、また個別の申請内容に、上記の他に添付書類が必要となる場合があります（例、はちんこ遊技機の保証書、ゲーム機のカatalog、地籍測量図、公図（法務局で交付）、用途地域の証明書（市町村役場で交付）、既存営業所の風俗営業許可証の写しなど）。



今回代理権についての懸賞論文を公募しましたが、残念ですが1名の応募しかありませんでした。優秀賞など賞を用意しておりましたが、今回は1名のみ応募ということで特別賞とさせていただきます。なお、講評については次年度の3月号に掲載したいと思います。今回ご応募頂きました函館支部の船木会員には深く感謝を申し上げます。以下、懸賞論文の全文をご紹介しますので今後の参考にぜひ一読下さい。

(会報編集委員会)

懸賞論文

代理権に関する私見的考察

北海道行政書士会 函館支部 船木 隆行

代理権とは、代理人として本人のために意思表示をし、または本人のために意思表示を受けることによって本人について直接にその法律効果を発生せしめることのできる法律上の地位もしくは資格である。

代理権の法律的性質についてはこれを権利の一種とみるより、むしろ法律上の地位もしくは資格とみるのが妥当のように思える。代理権を行使するという事は、その代理人たる地位において行なうということであって、その地位に立って種々の権利が行使されるとしても、その権利行使の結果が、行為者に帰属しないで本人に帰属するという関係そのものは権利関係ではない。一種の法律上の地位である。この点において代理権は権利でないともいえる。

次に、代理制度の機能としては、次の2つに大別できる。その第1は、私的自治の拡張である。今日のように社会取引関係が複雑化および多岐となりその規模や範囲が拡大・発展してくると人は独力で全てを処理することができなくなるので、他人の助力若しくは協力を受ける必要が生ずるに至る。特に本人の責任において、しかも、本人の代わりとして他人に事務を処理させ、本人がその結果を享受するという制度が社会的に要請されるのであって、この要請に応えるものが代理制度である。第2は、私的自治の補充である。権利能力はあっても、意志能力や行為能力がない者のために、親権者や後見人が代わって行為をしてあげる必要がある。この必要を満たす制度として代理制度がある。我々行政書士は、第1の機能を活用することになる。

なお、代理の本質に関し、①代理人の行為を本人の行為と擬制するものであるとみる説（本人行為説）、②代理人の行為によって本人に効果が生ずるとする説（代理人行為説）、③代理人と本人の共働によって効果が生ずるとする説（本人代理人共働説）があるが、通説は②の代理人行為説となっている。

次に、範囲についてであるが、代理権の範囲とは、代理人の法律効果が、どの範囲まで直接に本人に帰属するかということである。法定代理においては、その効果が本人に帰属する範囲も個々の法によって定められている。これに反し任意代理については、代理権の発生が本人の意思によって生ずると同様に、その代理権の範囲も本人の意思によって定まるものと解すべきである。しかしながら、その本人の意志による授権がどの範囲のものであるかが明瞭でない場合には、相手方つまり授権契約の当事者以外の第三者が不測の損害をこうむるおそれがある。したがって、委任状、授権証書等に記載された文字、代理される事項の性質、代理行為のなされた環境、その他を考慮して、その範囲を解釈しな

なければならない。いくつかの判例はあるが、例えば組合契約を締結すること、およびその目的たる事業の経営については権限があるとしても、かならずしもこれと反対の事実である組合契約解除の意思表示を受けることについて相当の権限を有するものとは言えない。（大判明44・12・1）というものがある。

代理は意思表示（法律行為）をすること（能動代理）と意思表示を受けること（受動代理）に限られる。しかし、意思表示のうちでも、特に本人自身の意思表示を絶対的に必要とするものについては認められない。例えば婚姻・認知・遺言などであって、身分上の意思表示に多い。これとは別に養子縁組に関する民法第799条などのような特殊な例外もある。また、代理は、事実行為や不法行為には認められない。例えば、代理人が不法行為をした場合、本人が、使用者責任を負うことがあるにしても、代理の効果としてその責任を負うことはない。しかし、催告などのような意志通知、社員総会招集通知などのような観念通知には代理の規定を類推適用してよいであろう。また、弁済についても代理の規定が準用される。

我々行政書士に与えられた代理権という地位をどのように使用または利用すべきかは、個々によって違うのかもしれないが、私個人としては、大いに活用したい。

具体的には、相続について一人の相続人の代理人として遺産分割協議に参加し、その協議書に代理人として名を残すと相続の添付書類として法務局に保存されるとか契約書については、作成代理ではなく、一方の代理人として相手方と交渉し、その契約書に代理人として名を残すなど、しかし、他士業との垣根が低くなったものの、その存在は明白である。よくグレーゾーンがあると言われているが、私個人としては、グレーゾーンは存在しないと思っている。何故ならば、10,000種類以上とも言われている行政書士の業務につき、できる範囲で業務を行い事件性（訴訟等）のあるもの、または、後に事件性に発展したものは、弁護士あるいは司法書士と組んだり協力したりして業務を遂行すればよい。今現在私はそうしている。

私は、新たに地位もしくは資格を表示することによって行政書士の「代理権獲得」したことに伴う地位向上に役立てていきたいと思う。



北海道の最低賃金

北海道労働局

地域別最低賃金

平成14年10月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額
	時間額(円)
北海道最低賃金	637

※日額は廃止され、時間額のみとなりました。

産業別最低賃金

平成14年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額	最低賃金の件名	最低賃金額
	時間額(円)		時間額(円)
乳製品、糖類製造業	712	電気機械器具製造業	708
		情報通信機械器具製造業	
電子部品・デバイス製造業			
鉄鋼業	753	船舶製造・修理業	715
		船体ブロック製造業	

産業別最低賃金

平成12年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額	
	日額(円)	時間額(円)
鋼船製造・修理業 船体ブロック製造業 舟艇製造・修理業	5,684	711



高度情報化対応委員会だより

所謂「オンライン三法案」につき

高度情報化対応委員会委員長 江谷 清和

衆議院のネットライブから「オンライン三法案」の審議経過を観て原稿を書いています。総務委員会中継は⇒http://www.shugiintv.go.jp/top_frame.cfmから観る事ができるのですが、審議状況が映像と音声によりリアルタイムあるいはビデオライブとして視聴できるのは、e-japan2002の成果の一つではないでしょうか。

行政書士法改正に係る部分の審議は、衆議院総務委員会を視聴する事によりリアルタイムで解かる訳です。ここでは「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」すなわち、行政手続等情報通信技術利用法案（154国会閣102）行政手続等情報通信技術利用法施行に伴う関係法整備等法案（154国会閣103）電子署名地方公共団体認証業務法案（154国会閣104）の所謂オンライン化関係三法案を審議していますが、電子情報処理組織への申請手続き、電子計算機・情報処理技術を使用した書類の作成・申請（代理）手続、相談業務に係る部分につき、新たに行政書士の業務とする内容を具現化する法案と言えます。審議は粛々と進行し各委員の質問に片山総務大臣以下、若松謙維（総務副大臣）池坊保子（文部科学大臣政務官）らが答弁するものでした。このままで行きますと審議は12月5日終了の予定で、同日採決されるものと思われます。（原稿作成時は12月3日）

この法案が採決されることにより、行政書士法一部改正へと進むものと思われませんが、「オンライン三法案」採決は我々行政書士業務の根幹が、デジタル社会の到来によってもより強固になることは喜ばしい限りです。審議の中で他に特筆すべきは、公的個人認証サービスでの話で住基ICカードに個人電子証明書を入れ込むのは、ほぼ既定路線のような審議展開でした。当初はFDが暫定措置のような話でしたが、ICカードということになれば当然に端末にはリーダーが要るわけで、その値段が、五千円前後かかる旨の説明がなされていました。そう遠くない時期に行政書士電子証明書も独自のICカードに組み込むようになるものと思われま

す。高度情報化対応委員はそれぞれ各省庁のウェブサイトを定期的に訪問し、リアルタイムな情報を収集し、最新の情報提供を目指しています。上記、「オンライン三法案」についても将来の業務展開には必須な法改正と捉えていましたので注視しておりました。今回はこれをモデルにレポートしてみました。審議の内容を是非とも見て頂ければと思いアドレスも記しておきました。今後も委員会のメンバーは各省庁のウェブサイトを巡回しますが、皆さんも巡回してみませんか！きっと有用な情報を獲得できるはずです。

お知らせ・1 information

函館支部事務局FAX変更について

支部事務局FAX番号が、下記のとおり変更になりました。

記

函館支部事務局 〒040-0033 函館市千歳町21番13号 桐棚会館1F
電話番号 0138(22)0736
FAX番号 0138(22)0738

※ なお、所在地、電話番号は変更ありません。

市民セミナー

11月23日（土）、札幌市中央区北2条西7丁目のかでる2・7において、『悪質業者から市民を守るセミナー』と題し、当日休日にもかかわらず、約120名もの市民が参加されました。セミナーでは悪質商法の代表的な例を3つあげ、それぞれ会員が寸劇を演じました。出演者の中には、ひょっとして職業を間違えたのではないかと思えるくらいに追真の演技を繰り広げる人もいました。それぞれの寸劇の後、弁護士伊東秀子氏がコメントを加えるという形で、参加者には熱心にメモを取っている方もいらっしゃいました。

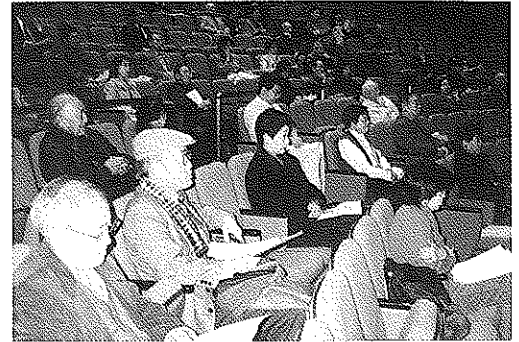


また当日セミナー終了後、無料相談会が開催され7件の相談がありました。

寸劇の内容は下記のとおり

- ①催眠商法（安い生活用品につられて高価な布団を買わされた）
- ②キャッチセールス商法（英会話教材を買わされた）
- ③開運商法（金の安全と健康を兼ねた利殖をさせられた）

（取材／西 直人）



無料相談会

11月30日（土）、アピアライラックホール（札幌駅南口広場地下街）にて『暮らしと事業の大相談会』と題し、行政書士・司法書士・税理士・社会保険労務士が合同で無料相談会を開催しました。

当日開催時間前から行列ができるほどの盛況ぶりで、合計115件の相談がありました。

今回初めて四士業が合同で相談会を開催したのですが、今後とも国民に対する真のサービサーを目指して、継続していきたいものです。

（取材／西 直人）



在留手続研修会の報告

11月20日、北海道中小企業会館（札幌市中央区）において行政書士北海道在留手続協議会による在留手続研修会が開催されました。

札幌入国管理局から新保良弘主席審査官と森下倫子審査官をお招きし、およそ3時間にわたって在留資格についての講義をいただきました。

前半は主に札幌入管の管轄内における近年の在留手続きの動向などについての説明があり、後半は同協議会があらかじめ用意した質問に対する回答がなされました。最後に会場よりいくつかの質問が寄せられました。

研修会には、同協議会のメンバーのほか、北海道会の会員や補助者などの参加がありました。同協議会では毎年春と秋の年に2回にわたり、在留手続や永住許可、帰化許可などに関する無料相談会を開催しているほか、今回のような勉強会を開催しています。

（取材・田中 浩貴）

自動車リサイクル法の説明会について

平成14年7月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が成立しました。今般自動車リサイクル法に基づき新たに登録制・許可制が導入される関係事業者の方々を主な対象として、本法の意義・仕組み等について説明会が開催されます。

行政書士の方も参加できますのでお知らせいたします。
北海道における説明会日程等は、次のとおりです。

開催日	開催予定時間	会場名	会場住所
3月3日	13:00~16:00	札幌市民会館	札幌市中央区北1西2
3月4日	13:30~16:30	釧路市生涯学習センター	釧路市幣舞町4-28
3月5日	13:30~16:30	函館市民会館	函館市湯川町1-32-1
3月6日	13:30~16:30	道北経済センター	旭川市常盤通1丁目

【お問い合わせ先】

説明会に関するお問い合わせ（参加申込方法等）

北海道経済産業局 環境対策課

TEL 011-709-1754 FAX 011-726-7474

New face! 新入会員



はまの ひろし
濱野 等 昭和24年3月11日生

札幌支部 平成14年11月1日入会
事務所 札幌市南区石山1条1丁目10番26号
TEL 011-584-0369
FAX 011-584-0369

〈コメント〉

はじめまして、前途不安が一杯ですがなお一層努力して頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。



かわひら まさき
川向 正紀 昭和19年1月17日生

札幌支部 平成14年11月1日入会
事務所 江別市東光町43番地の1
TEL 011-382-4633
FAX 011-382-4633

〈コメント〉



すずえ まこと
鈴江 誠 昭和42年8月7日生

札幌支部 平成14年11月1日入会
事務所 江別市高砂町10番地14
TEL 011-391-0555
FAX 011-391-0515

〈コメント〉

11月に入会し、北海道会の会員の仲間入りをさせて頂きました。実務経験がありませんので、研修会等に積極的に参加して、早く実務を覚えたいと思っております。ご指導、宜しく御願致します。



コラム6 COLUMN6

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤良雄

行政書士の大事な機能は、顧客のニーズに応え、それを実現させること。そのためにたくさんの人脈を有していて、問題解決の為に力と知恵を外部からも得ることが出来ること。

ところが、パーティーやセミナー後の名刺交換会で積極的に名刺交換もせず、立食の食事を食べるが得とばかりの行政書士のいかに多いことか？

名刺を忘れたなどおっしゃる方もいて、そんな事務所とはお取引も御免こうむりたい気分。

事務所外のたくさんの人達といかにネットワークを構築できるかによってビジネスチャンスも増え、情報収集も可能になるというもの。

セミナーやパーティーは食事をするところではなく、人脈を造るイベントであることをキモに銘じて頂きたい。

本会の主要行事

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
11/5	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
7	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
12	会報編集委員会	14:00~17:30	本会役員室
20	監察委員会	13:30~17:00	本会役員室
23	市民セミナー	13:00~17:00	かでの2.7
23	無料相談会	16:00~18:00	かでの2.7
26	綱紀委員会	15:00~17:00	本会役員室
29	会館取得調査検討委員会	14:00~17:00	本会役員室
30	四士業合同無料相談会	10:00~15:30	札幌駅南口広場地下街アピア

ご逝去
 ここに謹んでご冥福をお祈りします。
 札幌支部(東区) 七六五番
山 藤 巖
 去る平成十四年三月二十九日にて永眠
 (享年九十一歳)

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	受講人数
札幌	H14.11.27	札幌市 かでの2・7	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請について 経営状況分析の概要 決算書作成の留意点等 	北海道石狩支庁経済部 建設指導課主任 鳥井美奈子 (財)建設業情報管理センター 北海道支部調査役 磯部 広道	113
函館	H14. 7.27	函館市 函館市亀田福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 遺言と相続 	函館地方法務局所属 公証人 中野 正紀	123
旭川	H14.11.19	旭川市 NTT旭川メディアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる指名願いの一元受付業務 情報ボックスの活用 コリンズ 	北海道行政書士会旭川支部 企画開発部長 植木 大輔	27
網走	H14. 9.27	北見市 オホーツク木のプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請に関する変更点等 軽審講座その1 	北海道行政書士会網走支部 理事 横内 寿治	17
	H14.10.11	北見市 (有)テクノゲイト	<ul style="list-style-type: none"> 北海道行政書士会のホームページについて 情報ボックスの入り方、使い方 	北海道行政書士会網走支部 理事 横内 寿治	7
	H14.10.19	網走市 ホテル網走湖荘	<ul style="list-style-type: none"> 行政書士法一部改正代理権 	北海道行政書士会 副会長 深貝 亨	32
苫小牧	H14.11. 9	苫小牧市 苫小牧高等商業学校	<ul style="list-style-type: none"> インターネット一元受付 情報ボックス 	北海道行政書士会 企画開発部長 佐藤 文則	12
日高	H14. 7.27	静内町 静内町コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> 代理とは?民法99条以下 	北海道行政書士会 常任理事 篠原 賢吾	10
	H14. 9. 7	様似町 アポイ山荘	<ul style="list-style-type: none"> 代理権の落とし穴 	北海道行政書士会 常任理事 篠原 賢吾	9
	H14.11.30	千歳市 支笏湖観光ホテル 湖水館	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請の書き方 情報ボックスの使い方 	北海道行政書士会 日高支部長 菊地 淳史	6
十勝	H14.10.30	帯広市 とかちプラザ	<ul style="list-style-type: none"> インターネット一元受付 電子申請の現状 情報ボックスについて 	北海道行政書士会 企画開発部長 佐藤 文則	20
根室	H14.11. 9	中標津町 ホテルマルエー温泉	<ul style="list-style-type: none"> ペイオフについての検討 	北海道行政書士会根室支部 理事 岩田 憲明	8

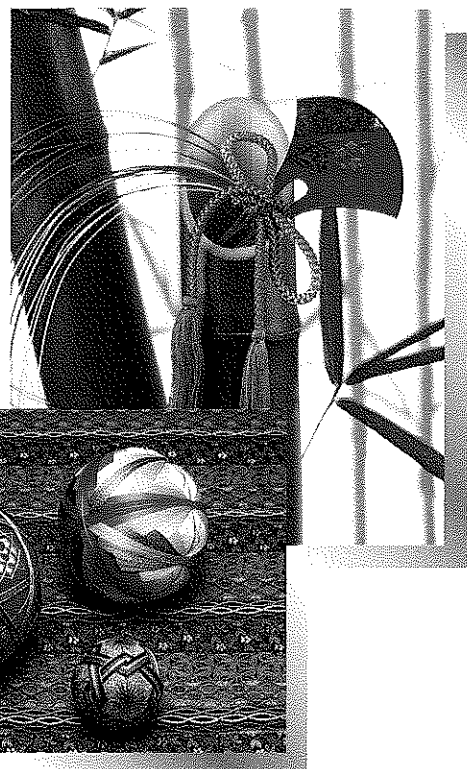
表紙のことば

じゆしゆん

「寿 春」

春を寿(ことほ)ぐこと。新春を祝うこと。

寿(ことほ)ぐ……言葉で祝福する。祝いの言葉を述べて、幸運を祈る。



INDEX

目次

年頭にあたって	2
北海道知事 堀 達也	
新年に描く行政書士制度	3
日本行政書士会連合会 会長 盛武 隆	
年頭のご挨拶	4
北海道行政書士会 会長 佐藤 隆一	
支部長新年の挨拶	5~6
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 十勝」	7~9
風俗営業許可申請の概要 第6回	10~13
懸賞論文「代理権に関する私見の考察」	14~15
函館支部 船木 隆行	
最低賃金	15
電腦行政書士通信	16
市民セミナー・無料相談会報告	17
在留手續研修会の報告	17
自動車リサイクル法の説明会について	18
新入会員・コラム	18
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	19
忙中閑有	20

2003.1.第254号

平成15年1月1日発行

発行人	佐藤 隆一
編集人	鹿野 ひとみ
編集委員	田中 浩貴
編集委員	西 直人
編集委員	斉藤 秀一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
 TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
 郵便番号 060-0001
 取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
 北洋銀行本店 (普0742651)
 北洋銀行札幌南支店(普0570344)
 札幌銀行本店 (普389444)
 振替口座 02730-0-8224番

忙中閑有

「たいまつは引き継がれた」

ケネディ大統領の就任演説の一文である。有名なのは「国があなたに何をしてくれるかを問うのではなく、あなたが国に何をできるのかを問いたまえ」なのだが、その前のこの一文にも観衆から割れるような拍手がなされた。脈々と続く歴史の中でたいまつはいつもわれらを照らし、灯りを与えてくれる。燃え尽きることがあっても、新たな世代が新たなたいまつで炎を絶やすことはないだろう。

「人生はマッチ箱に似ている」

芥川龍之介の言葉である。言い得て妙な気がする。ずっしり重いほどマッチ棒が入っている人もいれば、スカスカの人もいるだろう。一本一本積み重ねていくのが人生だと思う人もいれば一本一本燃やし続けるのが人生だと思う人もいることだろう。

私は適量のマッチ棒が入っていればそれでいいと思っている。たいまつを燃やすのに十分な数のマッチ棒が入っているのなら。

西 直人

会員数の概要

(名)

総 会 員 数		前年同月比	前 月 比
1,379		+ 35	- 1
男性	1,285		

平成14年11月末日現在

次号の記事の締切は2月末日です。